

陳 情	受 理 番 号	176	受 理 年 月 日	令和6年11月21日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	安謝老人憩の家・児童館2階における行政財産目的外使用について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

安謝老人憩の家・児童館 2 階における行政財産目的外使用について

陳情の趣旨
請願項目

安謝老人憩の家・児童館 2 階において、行政財産目的外使用許可を申請し事業を行っている、ひまわり児童クラブを近隣公共施設及び、民間物件へ移転支援していただけるよう請願します。

陳情
請願理由

①ひまわり児童クラブは、平成 22 年 4 月より安謝老人憩の家・児童館 2 階にて目的外使用を行っていますが、当時取り決めをした約束内容（別紙参照）が守られず、かつ期限を過ぎても継続使用しています。そのため、本来使用すべき安謝老人憩の家利用者及び児童館利用児童生徒が 2 階を使用できないことで活動が制限されており、不都合な状況が続いています。

安謝老人憩の家・児童館は、ひまわり児童クラブに対して、これまで居場所の提供はもとより、光熱費の負担など協力してきました。

那覇市からひまわり児童クラブへの家賃補助や補助金も当初の目的外使用時より増額されているため、移転後の自立経営は可能だと考えられます。

②現在、那覇市において地域の子どもたちや高齢者、市民が無料で利用できる児童館は 11 か所、老人憩の家・老人福祉センターは 7 か所しかありません。そして、安謝老人憩の家は安謝近郊において高齢者が集える数少ない公共の通いの場です。今後団塊の世代の 4 人に 1 人が 75 歳以上となる 2025 年問題へ向けて市内各所において高齢者の居場所、通いの場の確保が急がれている中、施設が十分に使用できないことにより居場所が制限されてしまう状況を改善する必要があります。また、児童館は地域の子どもたちにとっても、安心して過ごすことのできる居場所としてはもちろん、貧困家庭やヤングケアラー、子ども食堂など地域関係者と協働で支援を行い子どもの最善の利益を実現するセーティネットとしての役割がますます求められています。

ひまわり児童クラブの居場所問題を、安謝老人憩の家・児童館だけに責任を負わずのではなく、ひまわり児童クラブの公共施設や民間物件への移転を地域全体の課題としてとらえ移転支援していただきたいと思います。

ひまわり児童クラブの移転により児童クラブ利用児童の安心安全な場所の提供、そして本来使用すべき安謝老人憩の家利用者や安謝児童館利用児童生徒の健全で平等な環境での利用が実現できるよう請願いたします。

陳情

令和 6 年 11 月 20 日